

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和元年度 第4回）議事録

- 1 開催日時 令和2年1月23日（木） 午後2時00分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会長	在原 昌秀	委員	神川 律子
副会長	立川 久雄	委員	佐藤 博文
委員	大岩 みさ子	委員	石川 尚子
委員	三木 善久	委員	天野 恵子
委員	山本 美津子	委員	岸 勇介
委員	大海 高子		

(欠席委員)

委員	渡邊 彰浩	委員	中村 隆
委員	山中 太郎	委員	菅野 美穂

- 4 出席職員

福祉部長	今関 磨美	介護保険課 管理班 副主査	四宮 里江子
福祉部 参事 [高齢者支援課長]	野呂 幸晴	介護保険課 管理班 主任主事	白井 聖人
介護保険課長	石井 正則	介護保険課 認定・給付班長	森本 芳弘
介護保険課 副課長[管理班長]	川西 正宏	高齢者支援課 上席保健師 [地域包括支援班長]	一色 弥生

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

- 6 議題

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業（令和2年度指定分）の選定について
- (2) 特別養護老人ホーム蔵波の整備状況等について
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について
- (4) 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (5) その他

- 7 議事

事務局 (石井課 長)	出席の報告を頂いております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。 本日、渡邊委員、山中委員、中村委員 及び 菅野委員から所用のため欠席との報告を頂いておまして、ただいまの出席委員は11名でございます。従いまして、過半数の出席がございますので、協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しており、会議は成立いたします。
-------------------	---

	<p>それでは、令和元年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、事前に郵送させて頂きました資料と、本日机の上に置かせていただいた資料のご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【郵送資料及び当日配布資料の確認】</b></p> <p>それでは次第によりまして、会議を進めて参ります。</p> <p>在原会長、ごあいさつをお願いいたします。</p>
在原会長	<b>【あいさつ】</b>
事務局 (石井課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行につきましては、当協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、在原会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、在原会長、よろしくをお願いいたします。</p>
在原会長	議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (石井課長)	<p>本日の会議は、公開でございます。市のホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解いただきたいと思います。</p> <p>なお、議題(1)、看護小規模多機能型居宅介護事業者(令和2年度指定分)の選定につきましては、応募法人の保護の観点から、法人の権利と利益を害する部分については非公開とさせていただきたいと思います。</p> <p>また、会議録につきましては、委員の皆様へ送付しました後に、公開させていただく予定となっております。</p>
在原会長	<p>皆様、会議の公開等についてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入らせて頂きます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め5件でございます。会議次第をご覧ください。各議題について、ご説明をいたします。</p> <p>議題(1)は、看護小規模多機能型居宅介護事業者(令和2年度指定分)の選定について、現地確認のうへ、応募事業者からのプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行った後に、委員の皆様へ採点をしていただき、その採点結果により事業者を選定しようとするものでございます。</p> <p>議題(2)は、2月1日開設予定の広域型特別養護老人ホーム蔵波及</p>

	<p>び併設の定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の整備状況等について、報告を受け、現地を視察するものでございます。</p> <p>議題（３）は、審議案件で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について、事業者から申請があったため、説明を受け、ご審議をいただくものでございます。</p> <p>議題（４）につきましても審議案件で、令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、説明を受け、ご審議いただくものです。</p> <p>議題（５）は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うものでございます。</p> <p>議事の進行ですが、議題（１）と議題（２）については、バスで移動しての現地確認がございますので、２つの議題の説明を事務局から受けたのちに、現地確認を実施し、戻ってきた後に、議題１に係る審査を行いたいと思います。</p> <p>なお、議題（３）以降につきましては、通常どおり、議題ごとに事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。</p> <p>まず、議題（１）「看護小規模多機能型居宅介護事業者（令和２年度指定分）の選定について」及び、議題（２）「特別養護老人ホーム蔵波の整備状況等について」。この２つの議題は、先程ご説明いたしました。事務局から説明を受けたのちに、現地確認と視察を行いまして、戻ってきた後に、議題（１）に係る応募事業者からの説明を聞き、質疑応答を行った後に、委員の皆様へ、採点表を用いて点数をつけて頂くものです。</p> <p>それでは、まず、議題（１）「看護小規模多機能型居宅介護事業者（令和２年度指定分）の選定について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (川西副課長)	<p><b>【議題（１）の説明】</b></p>
在原会長	<p>それでは説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。なにか質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑等なし)</p> <p>無いようですので、引き続き、議題（２）「特別養護老人ホーム蔵波の整備状況等について」、事務局の報告を求めます。</p>

事務局 (川西副課長)	【議題（２）の報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>無いようですので、議題（１）に係る現地確認と議題（２）に係る現地視察に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (川西副課長)	<p>はい。階段を降りていただいて、出口を出て右側にバスを待たせてありますので、皆様にはそちらへ移動願います。使用するのは、「看護小規模多機能型居宅介護事業応募申込書一式（ファイル）」と、議題（２）資料「特別養護老人ホーム蔵波の整備状況等について」でございます。またこの会場に戻って来るまでの間、会議室は施錠いたしますが、貴重品は持って移動していただきますようお願いいたします。</p>
	<p>【バスで移動し、特別養護老人ホーム蔵波の視察（運営法人理事長が説明）、看護小規模多機能型居宅介護事業所予定地の確認】</p>
在原会長	<p>皆さん、現地確認ご苦労様でした。</p> <p>引き続き事業者によるプレゼンテーションに移らせて頂きます。</p> <p>私も採点する委員の１人ですので、採点が終了するまでは、進行を事務局をお願いします。</p>
事務局 (石井課長)	<p>それでは、事業者を呼んで参りますので、しばらくお待ちください。</p> <p>【事業者入室】</p> <p>では、看護小規模多機能型居宅介護事業に応募いただきました、セントケア千葉株式会社様のプレゼンテーションを開始します。時間は１５分以内となっております。よろしくおねがいします。</p>
事業者	<p>【プレゼンテーション】</p> <p>(袖ヶ浦市情報公開条例第８条第１項第２号の規定により非公開とする。)</p>

事務局 (石井 課長)	プレゼンテーションは終了いたしました。引続き、ヒアリング、質疑を行います。プレゼンテーションを受けまして、事業所へ質問がある委員の方、挙手をお願いいたします。
大岩委員	現在、市内横田で行っている訪問介護事業所は、サービス内容で重なる部分があると思いますが、今後も継続されるのでしょうか。
事業者	現状、地理的にも離れておりますが、蔵波台に看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設した後も、訪問介護事業所は継続いたします。
在原会長	介護の分野では人の確保が大きな課題になっています。先ほどの説明で御社では現在、問題はないとのことでしたが、職員の確保はどのように行っていくのか、念のためお伺いします。 また、採用がある場合は、実際の採用をしてみないとはっきりとはしないと思いますが、新規採用者と他の施設からの異動者の割合は、どのくらいになるか伺います。
事業者	リーダーとなる職員については、既存の事業所からの配置転換で対応いたします。そのほかの職員については、新規採用になる可能性がございます。新規採用については、ハローワークでの募集に加え、各種求人媒体を活用しお仕事説明会を開催し確保していきます。
在原会長	県内各地でたくさんの介護サービスを展開していらっしゃいますが、これまでに、サービスを開始して、利用者が集まらないなどで採算が取れず、事業所を閉鎖したようなケースはありますか。
事業者	今のところありません。県内の各事業所の平均利用者数は27名となっています。地域会社、千葉以外で開設間もない時期に利用者が15名程度の事業所もありましたが、現在は改善され運営としては成り立っています。
岸委員	協力医療機関について、利用者の主治医との連携を基本にしますが、特定の医療機関と連携することはないのでしょうか。
事業者	利用者の主治医を優先しますが、施設から1キロメートル少しの場所に袖ヶ浦さつき台病院がありますので、主治医で対応できないような場合には連携する予定です。 なお、木更津市で行っている看護小規模多機能事業所では、さつき台

	<p>病院の退院後のカンファレンスに加えてもらっています。先ほど申しましたとおり、入院から在宅にもどるまでのつなぎの機関として、関わりを持っております。</p>
岸委員	<p>稼働率について、開設提案書では、2年目以降は90%を想定しているとあります。高めの設定のように思われますが、85%程度だった場合、運営は可能なのでしょうか。</p>
事業者	<p>85%程度でも運営は可能ですが、90%は達成可能と見込んでいます。</p> <p>ショートステイについては、今回、7個室を計画していますが、稼働率80%を見込んでおります。訪問介護につきましても、現状、全事業所で月に200回以上となっており、実績として高い稼働率を維持してございます。</p>
事務局 (石井 課長)	<p>他に質疑ございますでしょうか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>それでは、質疑、出尽くしたようですので、質疑を終了いたします。セントケア千葉様、ありがとうございました。</p> <p><b>【事業者退室】</b></p> <p>委員の皆様、これから、採点表の記入をお願いいたします。採点を終えましたら、挙手いただければ、職員が取りに伺います。採点の集計結果につきましては、概ね25分後、午後4時20分を目安に報告させていただきたいと考えておりますので、その間、休憩をお取りいただければと思います。午後4時時20分までに着席いただければと思います。それではよろしくをお願いいたします。</p> <p><b>【採点表の記入、集計、休憩】</b></p>
事務局 (石井 課長)	<p>時間前ですが、集計が終わりまして、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>

在原会長	<p>それでは会議を再開いたします。事務局から、採点の集計結果を報告願います。</p>
事務局 (石井課長)	<p>集計結果は、表にありますとおり、総得点が840点となりました。従いまして、660点以上であるため、今回の看護小規模多機能型居宅介護事業につきましては、セントケア千葉株式会社を採用することといたします。</p> <p>なお、お配りしている応募申込書類のファイルは、法人情報が記載されているため、回収させていただきます。また、採点集計表も併せて回収させていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【応募申込ファイルおよび採点集計表の回収】</b></p> <p>それでは、在原会長、よろしく願いいたします。</p>
在原会長	<p>委員のみなさん、採点お疲れ様でした。看護小規模多機能型居宅介護事業者の選定については、事務局から説明のあったとおり、採点の結果、セントケア千葉株式会社を採用することとなりました。</p> <p>それでは次に移らせて頂きます。</p> <p>議題（3）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について」、本件は審議案件ですので、採決を行います。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (四宮福主査)	<p style="text-align: center;"><b>【議題（3）に関する報告】</b></p>
在原会長	<p>ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。質疑等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑等なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>無いようですので、採決に移らせて頂きます。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について」、認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p>

	<p>全員賛成です。これによりまして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について」は、承認されました。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。</p> <p>議題（４）「令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、本件につきましても、審議案件ですので、採決を取ります。それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局 （一色 上席保 健師）	<p><b>【議題（４）に関する報告】</b></p>
在原会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、説明が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。質疑等、ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑等なし）</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、無いようですので、採決に移らせて頂きます。</p> <p>「令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、認めることに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（挙手全員）</p> <p>全員賛成です。これによりまして、「令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」は、承認されました。</p> <p>最後に、議題（５）「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（発言なし）</p> <p>よろしいでしょうか 事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局 （川西副 課長）	<p><b>【次回開催（３月１１日）の案内等】</b></p>

在原会 長	それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かさせていただきます。議事進行にご協力を頂き、ありがとうございました。
石井課 長	在原会長、ありがとうございました。 それでは以上を持ちまして、令和元年度第4袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 長い時間、ご協力ありがとうございました。

# 令和元年度 第4回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和2年1月23日（木）  
午後2時00分  
場 所 市役所旧館3階大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議題

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業（令和2年度指定分）の選定について
- (2) 特別養護老人ホーム蔵波の整備状況等について
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について
- (4) 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (5) その他

### 4 閉 会

## 指定地域密着型サービス事業者

### （看護小規模多機能型居宅介護事業）整備・運営事業者

#### 選定について

##### 1 事前の資料配布

- ① 指定地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護事業）整備・運営事業者選定について
- ② 採点表（別紙）
- ③ 令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書類一式（別ファイル）  
【※事業者の法人情報等が記載されておりますので、厳重に保管し、取扱いにご注意ください。また、令和2年1月23日（木）の会議後に回収いたしますので当日必ず持参してください。】
- ④ 令和2年度整備袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項（看護小規模多機能型居宅介護事業）

##### 2 経緯

第7期介護保険事業計画（以下、「計画」という。）において、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を位置付けており、令和元年6月3日から公募を行ったところ、令和元年12月6日付でセントケア千葉株式会社（以下、「事業者」という。）より令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書が提出されました。

つきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の皆様には、令和2年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項（看護小規模多機能型居宅介護事業）に基づき、令和2年1月23日開催第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会において、事業者応募書類、現地確認、事業者によるプレゼンテーション、事業者へのヒアリングにより採点（別紙）をしていただきます。

なお、採点方法等については、3ページ以降の内容をご参照ください。

### 3 事業者の概要

事業者名	セントケア千葉株式会社
事業者住所	千葉市中央区新町1番地17
代表者	成田 正幸（代表取締役）
整備予定事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所
整備予定地	袖ヶ浦市蔵波台3丁目10番

### 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所とは

看護小規模多機能型居宅介護事業所とは、要介護1～5の方を対象とし、利用者が施設への「通所（通い）」を中心とし、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うといったサービスに加えて、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、訪問看護サービスの提供を行う事業所となります。看護サービス提供にあたっては、主治医との密接な連携と看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき行われます。

市としては、高齢で介護が必要となっても自宅で生活し続けるためのサービス拡充を図るための在宅介護サービスとして、また、医療関係者と介護関係者の連携体制を強化していくために、計画に整備を位置付けたものです。

サービス種類	サービス概要
通所サービス	利用者が事業所へ通い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を送れるよう生活機能の維持または向上を目指し必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う等のサービスを日帰りで提供するもの。
宿泊サービス	利用者の希望や容態により、宿泊サービスを提供するもの。
訪問介護サービス	ヘルパーが利用者の自宅を訪問し、必要なサービス（「入浴介助」、「食事介助」、「排せつ介助」、「食事の準備」など）を提供するもの。
訪問看護サービス	医療的なケアが必要な方に対し、医師の指示を受けた看護師が訪問し医療的なサービス（「身体状況の観察」、「床ずれの処理」、「点滴管理」など）を提供するもの。

## 5 事業者選定の進め方

- (1) 事業所整備予定地の現地確認  
…市のバスで事業所整備予定地へ赴き、現地確認を行います。
- (2) 事業者選定に係る採点表等の確認及び採点方法の説明  
…配布した採点表等の確認や採点方法について説明をさせていただきます。
- (3) 事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング  
…事業者による15分のプレゼンテーションの後、疑問点等についてヒアリング（質疑応答）を行っていただきます。
- (4) 事業者選定に係る採点  
…採点については、採点表（別紙）に基づき採点をしていただきます。
- (5) 事業者選定に係る審査の採点集計  
…ヒアリング終了後、採点表を回収し、事務局で採点集計を行い、結果を報告します。

項目	所要見込時間
・事業所整備予定地の現地確認	5分（移動時間を除く）
・応募事業者選定に係る採点方法等の説明	5分
・事業者によるプレゼンテーション	15分
・事業者へのヒアリング	10分
・事業者退席	
・採点	10分
・採点表の回収・集計、休憩時間	15分
・採点表集計結果の報告	5分

## 6 選定方法について

募集要項における申請書類（公募申込書等）の各事項において、事業所の運営方針や理念及び取り組みに係る熱意等を基本に事業所が遵守すべき基準の理解、事業展開が可能であるかを審査していただきます。

採点については、採点表（別紙）を使用し、応募書類や令和２年１月２３日（木）のプレゼンテーション及びヒアリングを基に行っていただきます。

- （１）採点者は袖ヶ浦市介護保険運営協議会の委員です。（最大１５名）
- （２）標準は「可」で、優れている点があれば加点、劣っている点があれば減点してください。
- （３）集計後、「7 選定基準について」に基づき、事業者を決定します。

## 7 選定基準について

- （１）１００点満点とします。
- （２）事業者の選定においては、今回は応募事業者が１者ですが、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の採点において総得点が「出席委員数×１００点（満点）×６０％」以上であることを条件とします。

## 8 採点にあたって事務局よりお願い

委員の皆様におかれましては、応募書類、現地確認、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより採点をしていただきますが、事前に送付する応募書類（別ファイル）をご覧ください、ある程度の採点をしていただいたうえで、運営協議会でのプレゼンテーション及びヒアリング等で疑問点等を確認し、最終的な採点としていただくようお願いいたします。

※ 審査項目毎に、配点の範囲内で採点してください。  
基本は、「可」で、優れていることがあれば加点、劣ったところがあれば減点してください。

申請事業者名	セントケア千葉株式会社		評価年月日	令和2年1月23日					採点者氏名:
大項目 審査基準	中項目 (評価項目)	採点基準	評価点	非常に優 れている	優れてい る	可	劣る	非常に劣 る	評価するポイント(例)
①運営理念及び基本方針  参照応募書類 NO. 5、8、9	・本公募に応募した理由	本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。		5	4	3	2	1	介護福祉の基本理念を踏まえた応募動機であり評価できる場合等(高)。介護福祉の理念が感じられない場合等(低)。
	・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針	地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。		5	4	3	2	1	方針・理念が明確であり、それに基づく事業展開が計画されている場合等(高)。方針・理念が明確ではない場合等(低)。
	・サービスの質の向上に対する考え方、取り組み	利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取り組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	サービス内容に独創性・創意工夫が見られかつ現実的である場合等(高)。サービス内容について、人員配置等から実現は難しいと考える場合等(低)。
	・利用者に対する考え方・取り組み	利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	どの項目も具体的・明確に計画されている場合等(高)。苦情処理体制などが具体的に考えられておらず不安がある場合等(低)。
満点 20 点									
②事業内容の具体性  参照応募書類 NO. 11～17	・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール	事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。		10	8	6	4	2	手続き等に十分時間がかけられており、開設まで余裕を持って計画されている場合等(高)。他法令等の手続きが多く、開設までの期間に余裕がない場合等(低)。
	・事業所の確保状況及び立地条件	事業所の確保(所有又は賃貸)が確実に見込まれるか。事業所の立地状況は交通アクセスや医療機関など地域環境を考慮しているか。		10	8	6	4	2	事業用地の確保が確実に見込み、立地条件も良好な場合(高)。事業用地の確保が不透明で、立地条件も不良な場合等(低)。
満点 20 点									
③財源の確保・採算性についての考え方  参照応募書類 NO. 6, 19, 20	・財源の確保	事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。		5	4	3	2	1	自己資金比率が高く整備資金について不安がない場合等(高)。借入が多く不安がある場合等(低)。
	・採算性	事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。		5	4	3	2	1	開設後の採算性について詳細・具体的にシミュレーションされている場合等(高)。開設後の採算性について見込みが甘く不安がある場合等(低)。
満点 10 点									
④安全・安心への対策  参照応募書類 NO. 9	・緊急時等の対応	地震等災害発生時における避難場所・避難経路等の確保及び入所搬送について具体的な対策が図られることが認められるか。		5	4	3	2	1	緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策等が適切に整理されている場合等(高)。緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策等に不安がある場合等(低)。
	・防犯体制	防犯体制が図られることが認められるか。		5	4	3	2	1	防犯対策が適切に行われている場合等(高)。防犯対策が不透明で不安がある場合等(低)。
満点 10 点									

※事業者の選定については、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の採点において、総得点が「出席委員数×100点(満点)×60%」以上であることとします。

※ 審査項目毎に、配点の範囲内で採点してください。  
基本は、「可」で、優れていることがあれば加点、劣ったところがあれば減点してください。

申請事業者名	セントケア千葉株式会社		評価年月日	令和2年1月23日					採点者氏名:
大項目 審査基準	中項目 (評価項目)	採点基準	評価点	非常に優 れている	優れてい る	可	劣る	非常に劣 る	評価するポイント(例)
⑤人材の確保・育成への対策  参照応募書類 NO. 9	・人材の確保	人材確保に対する取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	人員配置予定の職員が確実に確保されると見込まれる場合(高)。人員配置予定の職員の確保に不安がある場合(低)。
	・人材の育成	職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	具体的な研修計画があり、様々なテーマの設定等がされている場合等(高)。職員採用後のスキルアップ等について考えられていない場合等(低)。
満点 10 点									
⑥地域住民の理解・支援の状況  参照応募書類 NO. 9	・地権者等の同意	事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。		5	4	3	2	1	地権者から問題なく同意が得られる見込みがある場合等(高)。今後も具体的に同意を得られる見込みがない場合(低)。
	・地域への説明	事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。		5	4	3	2	1	地元説明会の開催や、問い合わせ等にも真摯に行う姿勢が認められる場合等(高)。地元説明会の開催や、問い合わせ等にも真摯に行う姿勢が認められない場合等(低)。
満点 10 点									
⑦地域等との連携  参照応募書類 NO. 8、9、17	・地域との連携	地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	地元自治会等の行事等への参加や地域との連携を積極的に図ろうとしている場合等(高)。地元自治会等の行事等への参加や地域との連携に積極的でない場合等(低)。
	・運営推進会議	運営推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	運営推進会議の設置に積極的に取り組む姿勢が伺える場合等(高)。運営推進会議の設置に消極的な場合等(低)。
	・医療機関との連携体制	協力医療機関との連携体制が図られていることが認められるか。		5	4	3	2	1	緊急時等、協力医療機関との連携体制が十分に図られている場合等(高)。協力医療期間が地理的に遠いなど、連携体制に不安がある場合等(低)。
	・地域包括支援センター、介護サービス事業者との連携体制	地域包括支援センター、介護サービス事業者との連携・協力について見込みがあると認められるか。		5	4	3	2	1	地域包括支援センターや介護サービス事業者と連携が適切に取れることが認められる場合等(高)。地域包括支援センターや介護サービス事業者と連携が適切に取れることが認められない場合等(低)。
満点 20 点									
評価点合計 (満点100点)									
選定委員意見欄									

※事業者の選定については、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の採点において、総得点が「出席委員数×100点(満点)×60%」以上であることとします。

令和2年度整備

袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項

(看護小規模多機能型居宅介護事業)

令和元年6月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

## 【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業所の資格	1
4	応募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	3
7	応募に当たっての留意点	6
8	禁止事項・欠格事項	7
9	質問及び回答	8
10	選定方法	8
11	補助金について	11
12	応募申込に係る提出書類一覧	12
13	その他の書類一覧	13
※	別表	14

## 1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、看護小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業所を選定するために実施するものです。

## 2 公募する地域密着型サービス事業の内容

開設年度	地域密着型サービスの種類	整備数	定員	日常生活圏域
令和2年度	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	29名以下	市内全域

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（14、15ページ）を参照してください。

※ 事業所指定の関係から、令和3年2月末までに竣工してください。

※ 補助事業（入札・着工等）の着手は、令和2年度中となります。

## 3 応募事業所の資格

応募事業所は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- ⑦ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

- ⑧ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

## 4 応募条件

### (1) 施設の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

### (2) 法令等の順守

#### ① 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。

- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 4 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）

#### ② 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。

#### ③ その他、関係法令、袖ヶ浦市の関係条例等を遵守すること。

### (3) 事業の開始

令和 3 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

## 5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	令和元年6月3日(月)～ 令和元年12月6日(金)
質問受付期間	令和元年7月1日(月)～ 令和元年8月16日(金)
事前協議申出書受付期間	令和元年8月26日(月)～ 令和元年10月4日(金)
応募書類受付期間	令和元年10月28日(月)～ 令和元年12月6日(金)
書類審査	～令和2年1月10日(金)
介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)におけるプレゼンテーション及びヒアリング	令和2年1月23日(木)
事業者の決定	令和2年2月下旬
開設3ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設2ヶ月前	事業所指定申請(介護保険法)
開設1ヶ月前	介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)の開催 事業所指定

※ 受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)による審査が必要となります。

## 6 申込方法

### (1) 事前協議申出書の提出

#### ① 受付期間

令和元年8月26日(月)から令和元年10月4日(金)まで

(土・日・祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(時間厳守)

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

ア 看護小規模多機能型居宅介護事業者の募集に係る事前協議申出書（様式 1）

イ 法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載してください。※パンフレット等があれば添付してください。）

ウ 事業概要調書（様式 5）

エ 事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書

オ 実施予定事業の定員・従業者等の計画（様式 7）

(2) 応募書類の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」（12～13 ページ）を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

① 受付期間

令和元年 10 月 28 日（月）から令和元年 12 月 6 日（金）まで

（土・日・祝日を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※ 添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出場所及び問合せ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

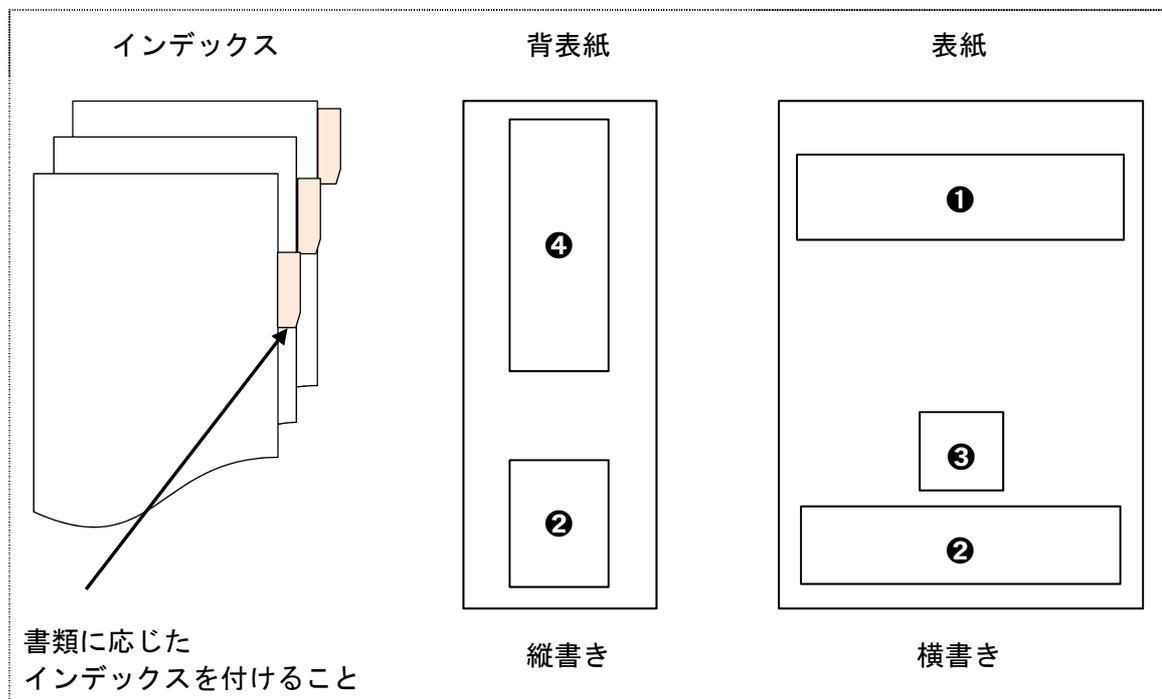
<提出場所及び問い合わせ先> 袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て 〒299-0292 住所 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 電話 0438 (62) 3158 F A X 0438 (62) 3165 Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp
---

④ 提出部数：20 部（正本 1 部、副本（コピー可）19 部）

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「事業所（予定地）の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

⑤ 作成上の注意

- ・直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。
- ・提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。
- ・提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成してください。
- ・提出書類の体裁は、次のように整えてください。
  - 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
  - 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)
  - 全体をバインダー等で綴り、表紙に、「令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者所の見出しを付け、背表紙には「令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。
  - 提出書類はA4サイズに統一し、図面でA3サイズのものはA4サイズ折りしてください。



バインダー等に、次のとおり見出しをつけてください

- ①応募申込書：令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書
- ②事業者名
- ③正本又は副本の区分
- ④応募申込書：令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書

## 7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 令和元年12月6日（金）の締切日以降、事業所の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関しての問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式10）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

## 8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

## 9 質問及び回答

### (1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、令和元年7月1日（月）から令和元年8月16日（金）午後4時までにFAX又はEメールにより受け付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

### (2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式11）に要旨を簡潔にまとめ、質問票1枚に1件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

<送付先>

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て

FAX 0438 (62) 3165

Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

### (3) 質問に対する回答

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、令和元年8月23日（金）までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載いたします。

## 10 選定方法

### (1) 運営事業所の決定方法

- ① 運営事業所の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション（提案）及びヒアリング（質疑・応答）により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

## (2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

### ① 運営理念及び基本方針【満点20点】

#### ・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

#### ・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

#### ・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

#### ・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

### ② 事業内容の具体性【満点20点】

#### ・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

#### ・事業所の確保状況及び立地状況

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。事業所の立地状況は交通アクセスや医療機関など地域環境を考慮しているか。

### ③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点10点】

#### ・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

#### ・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

### ④ 安全・安心への対策【満点10点】

#### ・地震等災害発生時における避難場所・避難経路等の確保及び入所搬送について具体的な対策が図られることが認められるか。

#### ・防犯体制が図られることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点10点】

- ・人材確保に対する取組みは期待できるか。
- ・職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点10点】

- ・事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。
- ・事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。

⑦ 地域等との連携【満点20点】

- ・地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。
- ・運営推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。
- ・協力医療機関との連携体制が図られていることが認められるか。
- ・地域包括支援センター、介護サービス事業者との連携・協力について見込みがあると認められるか。

(3) 採点方法

満点は100点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員1人1人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業所が1所であったとしても、選定事業所なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

**<注意> この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。**

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業所名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）

## 11 補助金について

千葉県介護施設等整備事業交付金を活用し、補助を行う予定です。ただし、当該交付金については、県予算の関係等により不交付となることも想定されます。

なお、袖ヶ浦市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

〈参考〉

下記の補助金単価は、令和元年度の単価であり、令和2年度においては異なる場合があります。

### ◎地域密着型サービス施設等整備事業分

施設の種類	補助単価	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設につき 32,000千円	補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

### ◎地域密着型サービス施設等開設準備事業分

施設の種類	補助単価	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員数 1人につき 800千円	補助対象事業の開設に必要な需用費、使用料、賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費とする。ただし、開設前の6か月間の準備に係る経費に限る。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

## 12 応募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	看護小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書	様式 2
2	応募に係る誓約書	様式 3
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前 3 か月以内に発行された最新のもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近 2 年分の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃貸物件の場合のみ）	任意様式
7	役員名簿	様式 4
8	事業概要調書	様式 5
9	開設提案書	様式 6
10	実施予定事業の定員・従業者等の計画	様式 7
11	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
12	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況（現況、排水先、接続する道路等）がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
13	計画図面に関するもの ①位置図（縮尺 1/10,000 程度） ②周辺図（縮尺 1/1,500 程度） ③公図（写し） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので、敷地を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること ④敷地求積図 ⑤現況図 ⑥土地利用計画図 敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの ⑦給排水計画図	—
14	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—

15	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	
16	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	
17	施設建設予定地事前協議内容報告書 ・協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュールを記載し、必要があれば添付書類を添付してください。	様式 8
18	事業計画書 ・事業計画書（事業開始から 3 年間の利用者の見込み） ※当初から 100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式
19	資金計画書 ・資金需要（事業費、借入金返済、運転資金等） ・資金調達（自己資金、借入金等） ・借入金返済計画	任意様式
20	収支予算書 ・事業開始から 3 年間の収支見込（介護報酬等は現行制度によります。） ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
21	その他の必要な書類 ・現在運営している施設等のパンフレット	—
22	原本証明書	様式 9

提出書類は、原則として A 4 サイズで作成してください。（図面については A 3 サイズ可）

### 13 その他の書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式 10
2	質問票	様式 11

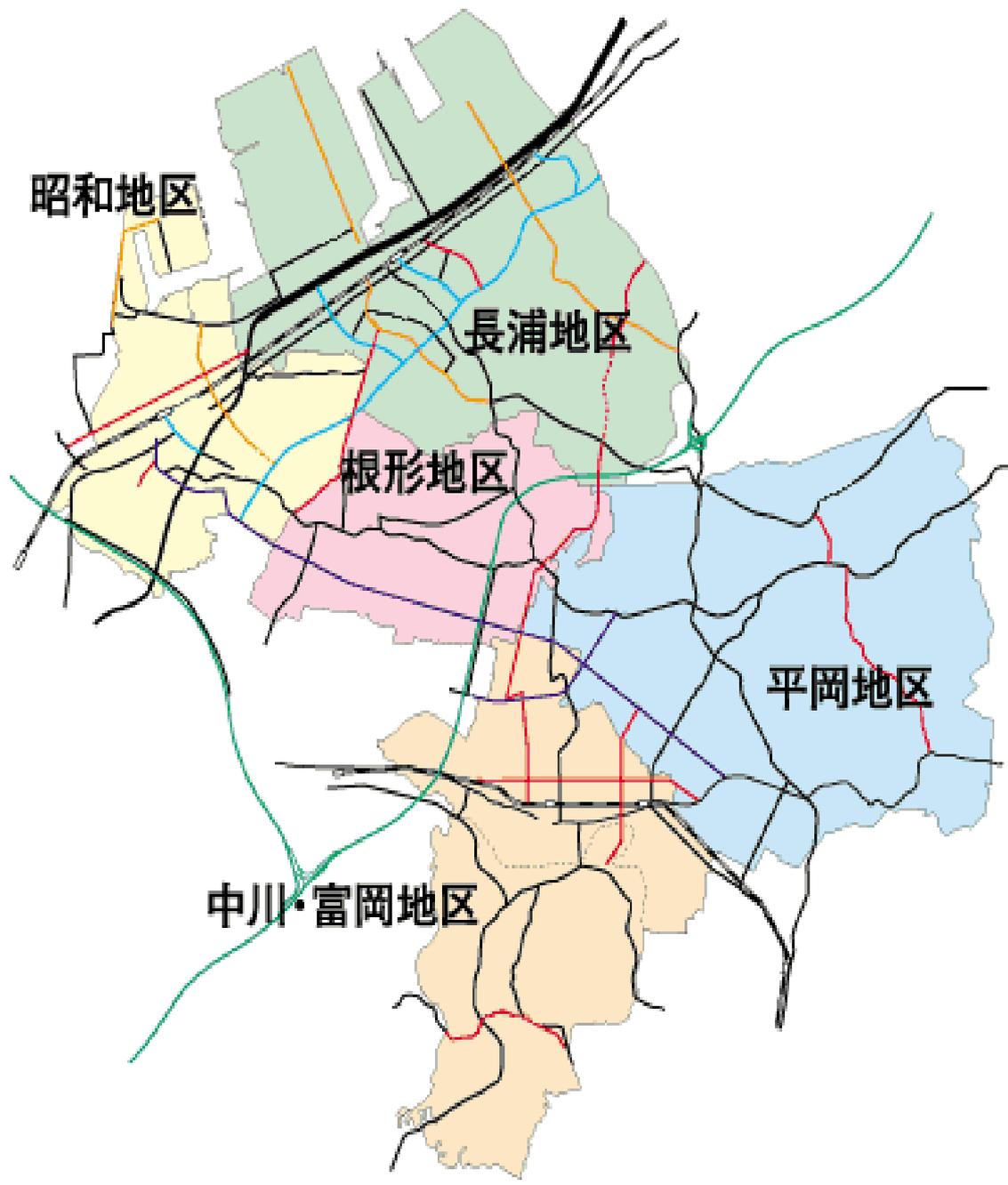
※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

※市内全域＝全区域

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>



特別養護老人ホーム蔵波の整備状況等について

1 法人の概要

項目	内容
法人名	社会福祉法人 永和会
法人所在地	千葉県鴨川市南小町 809-1
代表者氏名	理事長 柳生 良雄
法人設立	平成 25 年
その他 (運営施設)	特別養護老人ホーム南小町（鴨川市）（60 床）【H27. 4 開設】 認知症対応型グループホーム（鴨川市）（18 人）【H19. 4 開設】

2 施設の概要

項目	内容
施設名称	(仮称) 特別養護老人ホーム 蔵波
施設内容	特別養護老人ホーム 80 床 (ユニット型 : 50 床、従来型 : 30 床) 《併設事業》・定期巡回・随時対応型訪問介護看護【4/1 開設予定】 ・ショートステイ : 10 床 ・施設内保育施設
開設地	袖ヶ浦市蔵波 3037-1 【7, 324. 41 m <sup>2</sup> 】
構造	耐火構造 3 階建て
延床面積	4, 077. 21 m <sup>2</sup>
建設事業者	株式会社 新昭和
竣工予定日	令和元年 12 月 25 日
開設予定日	令和 2 年 2 月 1 日
その他	① 特別養護老人ホームの認可（指定）及び施設整備費補助金交付は千葉県が行います。 ② 併設事業の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定及び施設整備等の補助金交付は市が行います（補助金は県から市へ 10/10 交付）。

3 事業者におけるスケジュール

平成 30 年度	H30 年 5 月	千葉県より補助金内示(5 月 10 日付けで通知あり)
	H30 年 10 月	工事公募
	H30 年 12 月	入札、工事着工
平成 31 年度	R 1 年 10 月～	入居受付相談開始
	R 1 年 12 月	千葉県に設置認可等に係る申請手続き
	R 2 年 2 月 1 日	利用開始(開設)予定

# 位置図

蔵波調節池

東京湾パトリックゴルフ場

東京湾カントリークラブゴルフ場

蔵波  
京浦上総線

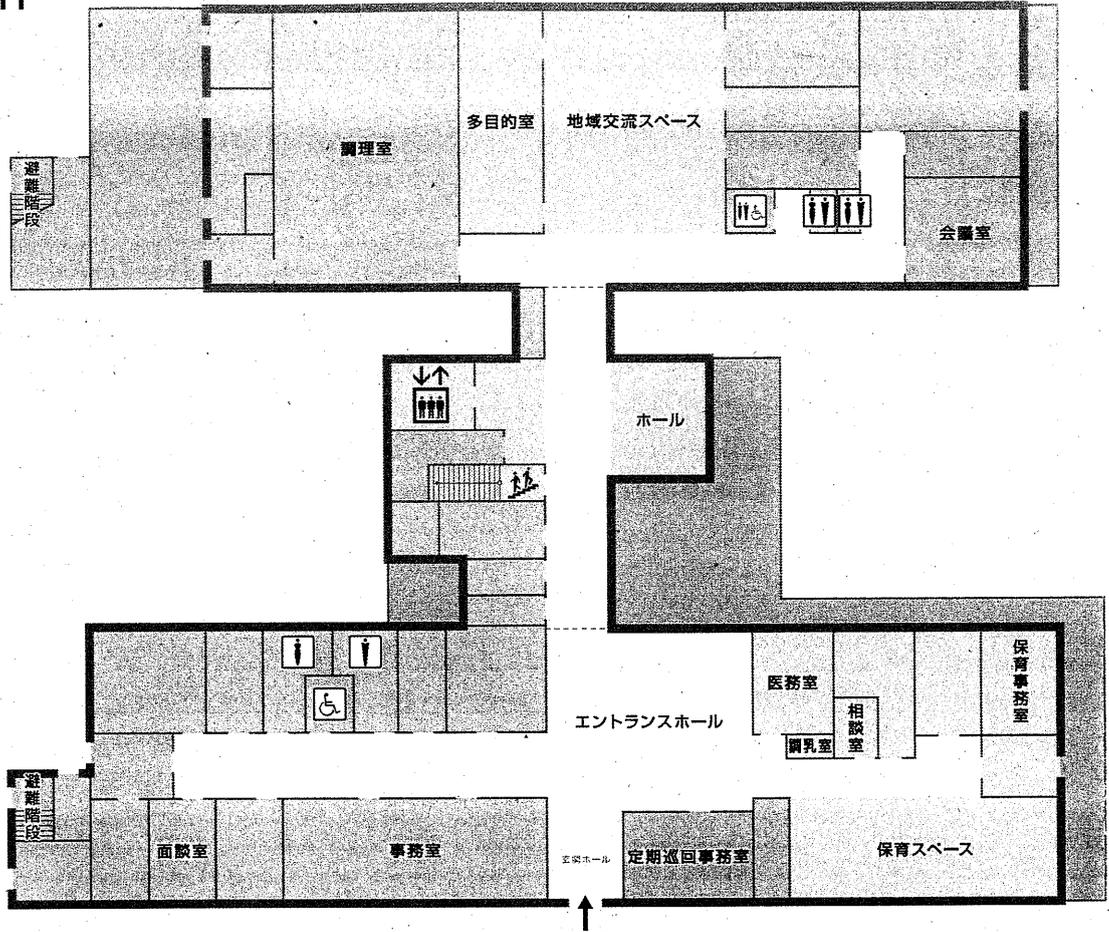
東京湾スプリングスカントリー倶

(仮称)特別養護老人ホーム 蔵波

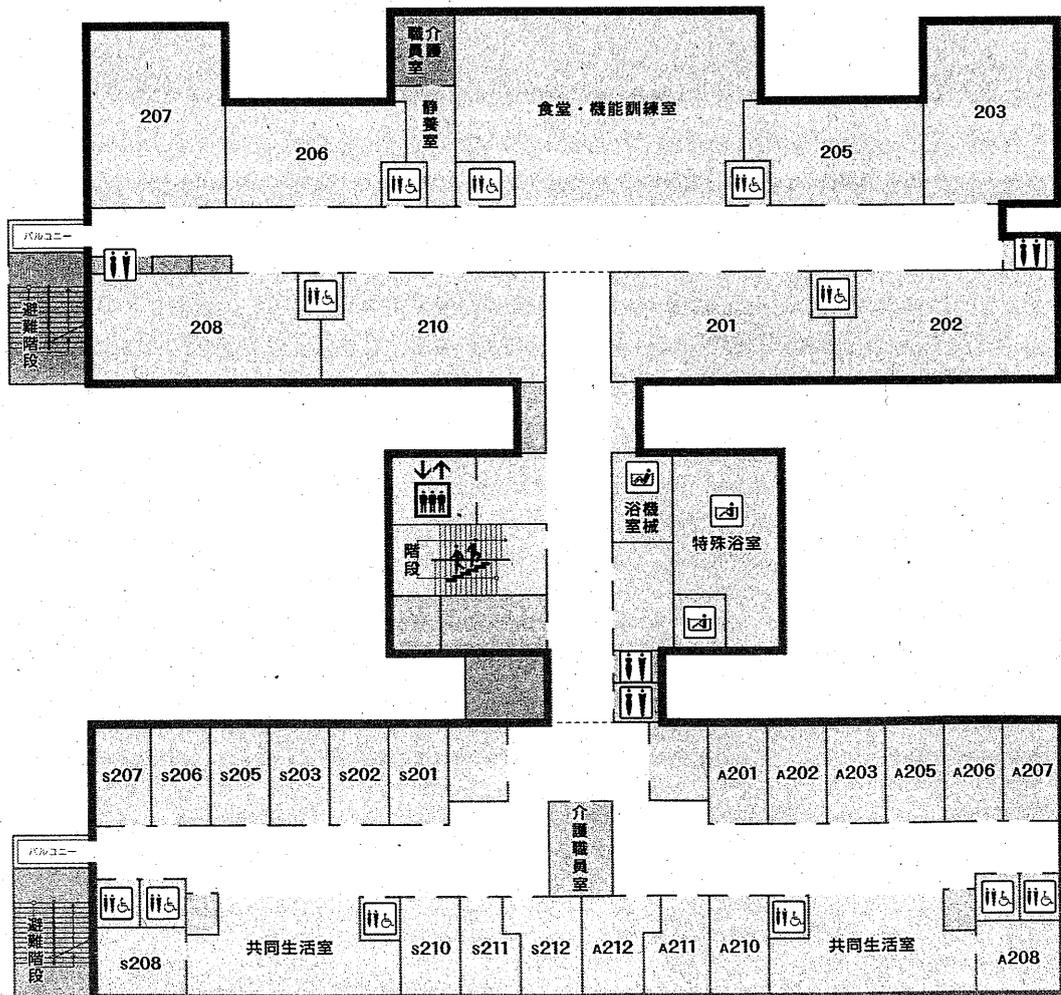
コンビニ(デイリーストア)

いちぼう通り

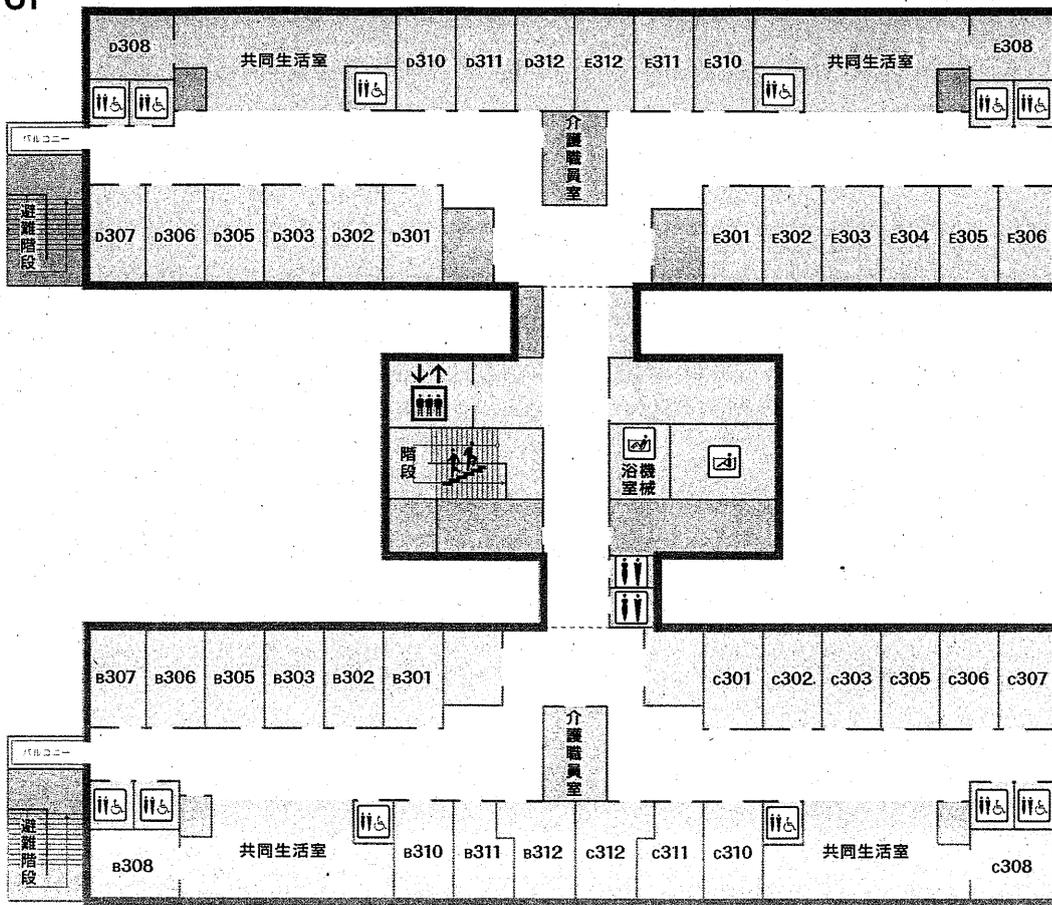
1F



2F



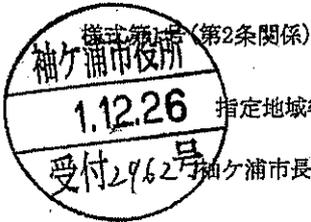
3F



議題（３）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について

項目	内容
申請者名	株式会社 R.O.F
申請者所在地	木更津市中島 2 2 2 0 番地
事業所名	2 4 時間訪問介護ロフ
事業所所在地	木更津市大和 2 丁目 1 2 番 1 0 号
サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定申請年月日	令和元年 1 2 月 2 6 日
指定年月日	令和 2 年 2 月 1 日
指定済市町村名	木更津市（平成 2 9 年 4 月 1 日指定） 君津市（平成 2 9 年 1 1 月 1 日指定）

当該事業所につきましては、木更津市所在の地域密着型サービス事業所です。本市においてもサービスを提供するため、木更津市からの同意を得て、新規指定を行うものです。



受付番号

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書

1年12月26日

申請者 所在地 千葉県木更津市中島2220  
 名称 株式会社R.O.F

介護保険法に規定する事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ 名称	カブシキガイシャロフ 株式会社R.O.F				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号292-0008) 千葉県木更津市中島2220 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0438-53-8343	FAX番号	0438-53-8352	
	法人の種類別	株式会社	法人所轄庁			
代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ キノシタ リョウ 氏名 木下 亮	生年月日		
	代表者の住所 (郵便番号 )					
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号292-0805) 千葉県木更津市大和2丁目12-10				
	同一所在地において行う事業の種類	実施 事業	指定(更新)申請を する事業の事業開 始予定年月日	既に指定を受け ている事業の 指定年月日	様式	
	地域密着型サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	令和2年2月1日		
		夜間対応型訪問介護				
		地域密着型通所介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
複合型サービス						
介護予 防サ ービス	介護予防認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護保険事業所番号	1121911093012 (既に指定を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名	木更津市、君津市					
医療機関コード等						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。  
 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。  
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。  
 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。  
 5 「指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。  
 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。  
 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。  
 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

付表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項

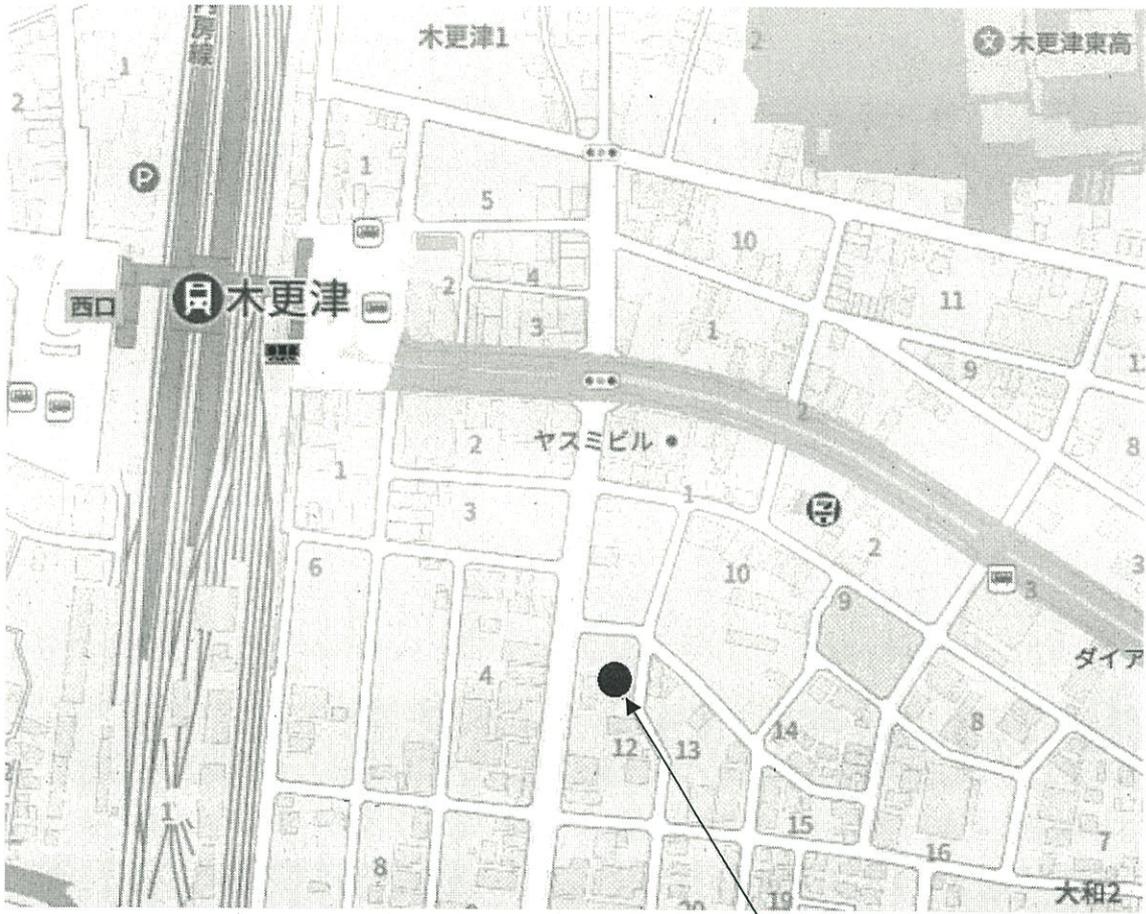
事業所	フリガナ	ニジュウヨジカンホウモンカイゴロフ								
	名称	24時間訪問介護ロフ								
	所在地	(郵便番号 292-0805 ) 千葉県木更津市大和2丁目12-10								
	連絡先	電話番号	0438-53-8942		FAX番号	0438-53-8943			Email	
管理者	フリガナ	キノシタ リョウ			住所	(郵便番号 )				
	氏名	木下 亮								
	生年月日									
	他事業所の従業者との兼務の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			事業所の名称	訪問介護ロフ				
				兼務する職種及び勤務時間等	管理者兼務					
連携する訪問看護事業所 (連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ記載)					名称	(郵便番号 - )				
					住所					
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
従業者の職種・員数	訪問介護員等				オペレーター		看護職員		うち計画作成責任者	
	定期巡回サービス		随時訪問サービス							
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)	4	4	4	5	3			1	
非常勤(人)	2	2	2							
常勤換算後の人数(人)							3			
添付書類		別添のとおり								

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 - ) 県 市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				Email

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、遮宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

# 事業所位置図



24時間訪問介護ロフ

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定に係る基準

## (1) 人員に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第3条、第4条】

職種	資格等	配置基準	書類審査
管理者		常勤専従の者。管理上支障がない場合は、以下の兼務を可とする。 ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
オペレーター	①看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ②上記に加え、1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者)にあっては、3年以上)でも可	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上。利用者の処遇に支障がない場合は、以下の兼務を可とする。 ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事する場合	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
訪問介護員等	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級、訪問介護員2級	①定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。 ②随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上。利用者の処遇に支障がない場合は、以下の兼務を可とする。 ⑦当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又はオペレーター業務に従事する場合 ⑧同一施設内の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
看護職員	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	①次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数 ⑦保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上 ⑧理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 ⑨常勤の保健師又は看護師1名以上	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
計画責任者	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。

## (2)設備に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第5条】

区分	基準	書類審査
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。ただし、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。	○  事業所の平面図より確認しました。 また、現地確認を行いました。
相談室	利用申込の受付、相談等に対応する適切なスペースを確保するものとする。ただし、別室を設けることが難しい場合は、プライバシーを確保するよう間仕切りする等の対応でも可。	○  事業所の平面図より確認しました。 また、現地確認を行いました。
その他必要な設備及び備品	手指を洗浄、消毒するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮するものとする。 鍵付き書庫等個人情報を保護するための設備等を備えるものとする。	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。
オペレーターが使用する機器等	利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。
利用者に配布するケアコール端末	利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。

## (3)運営に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第6条～第41条】

基準	書類審査
(1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)個人情報の取扱い方法 (7)緊急時等における対応方法 (8)非常災害対策 (9)その他の運営に関する重要事項	○  運営規程より確認しました。

## 議題(4) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う。

●令和2年1月1日現在、46事業所(市内10事業所、市外36事業所)と契約。

### 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所				運営主体				
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
47	令和元年11月22日	2371200136	善常会居宅介護支援事業所	愛知県名古屋南区松池町2丁目14番地	平成11年8月31日		澤田 美和子	8.7	医療法人財団善常会	理事長	岡田 温	愛知県名古屋松池町1丁目11番地
48	令和2年2月1日	1272400837	ムツミ居宅介護支援事業所	市原市姉崎東三丁目3番地7	平成15年6月1日		斎藤 由加里	4.1	株式会社サービスワン	代表取締役	手代木 正儀	市原市姉崎東三丁目3番地7
49	令和2年2月1日	1271102459	ケアマネジャー事業所シンフォニー	木更津市祇園3-26-6	平成28年4月1日		天野 真司	1.3	合同会社ル・リアン	管理者	天野 真司	木更津市祇園3-26-6